

決議案第 1 号

久木小学校前面道路（市道久木 20 号）架替工事を早期に行うことを求める決議

令和 6 年 10 月から休止となっていた久木小学校長寿命化改修工事については、令和 7 年 6 月から、前面道路（市道久木 20 号）の耐荷力に係る調査を行い、耐荷力が想定を大きく下回る状況であることが判明したが、一般車両の通行には影響がないため、当面は道路の架替工事は行わないとの判断がなされた。

しかしながら、当該市道の耐荷力の問題が支障となり、久木小学校長寿命化改修工事を中止する決定がなされた。

一般的にボックスカルバート等のコンクリート製暗渠は、標準耐用年数が 50 年と言われており、昭和 52 年から久木川の上に暗渠として整備された当該市道は、既に建設から 48 年が経過しているため、今回の調査結果からも早急な対応が望まれる。

また、久木小学校や聖和学院等で災害が発生した際には、当該市道の耐荷力の問題により、はしご車の出動に関しては通行が制限されるため、迂回が必要であり、現場到着に遅れが生じる可能性があることから、人命救助の観点においても問題である。

市は道路管理者として、道路法に基づき、安全で円滑な交通のために維持・管理することが求められている。

よって、逗子市議会は、市民生活の安心安全を速やかに図るため、久木小学校前面道路の架替工事を早期に行うことを強く求めるものである。

以上のとおり決議する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

逗 子 市 議 会